

長岡市中之島新ごみ処理施設(仮称)整備事業

入札説明書

平成 30 年 4 月

新潟県長岡市

目 次

はじめに	1
第1 事業実施に関する事項	2
1 事業名称	2
2 公共施設の管理者等の名称	2
3 事業目的	2
4 事業概要	2
5 事業方式	2
6 事業スケジュール	2
7 事業終了後の措置	3
8 業務範囲	3
9 事業者の収入	4
10 本事業の実施に必要と想定される根拠法令等.....	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 募集及び選定の方法	6
2 事業者の募集及び選定の手順	6
第3 入札参加者に関する事項	11
1 入札参加者の入札参加資格等	11
2 入札参加に係る提出書類	15
3 著作権	20
4 特許権	20
第4 提案に関する事項	21
1 立地条件等	21
2 施設整備の概要	21
3 施設の設計・建設の提案に関する条件	21
4 施設の運営の提案に関する条件	22
5 事業計画の提案に関する条件	22
6 提案の予定価格	22
第5 入札書類の審査及び選定に関する事項	23
1 委員会の設置	23
2 審査の手順及び方法	23
3 落札者の決定	23
4 審査結果の公表	23
第6 事業契約に関する事項	24
1 基本協定の締結	24
2 特別目的会社の設立	24
3 事業契約の締結	24

4	契約保証金	24
第7	事業実施に関する事項	25
1	誠実な事業の遂行	25
2	市による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）	25
第8	その他事業の実施に必要な事項	26
1	入札保証金	26
2	入札参加に係る費用	26
3	本事業の担当部署	26
別紙1	計画地案内図	27
別紙2	事業スキーム図（イメージ）	28
別紙3	サービス購入料の算定方法及び支払い方法	28
1	サービス購入料の算定方法	29
2	サービス購入料の改定方法	32
3	サービス購入料の支払い方法	34
別紙4	運営に係るモニタリング及び減額方法	36
1	運営期間中の業務水準低下に対する措置	36
2	モニタリングの実施	37
3	業務水準の低下に対する措置	38
4	ペナルティポイント累積による減額方法	40

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のように定義する。

- 市 : 長岡市をいう。
- 本事業 : 長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業をいう。
- 本施設 : 長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）をいう。
- P F I 法 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- S P C : 選定された入札参加者の構成員が本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- 廃掃法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。
- 交付金 : 循環型社会形成推進交付金（高効率ごみ発電施設・マテリアルリサイクル施設）をいう。
- 入札説明書等 : 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、及び事業契約書（案）をいう。
- 入札参加者 : 本事業の入札に参加する企業グループをいう。
- 構成員 : 入札参加者を構成する全ての企業であり、S P Cに出資を行なう企業をいう。
- 代表企業 : 入札参加者を代表する企業をいう。S P Cの最大出資者となる。
- 建設業法 : 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）をいう。
- 委員会 : 長岡市 P F I 事業等事業者選定委員会中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業部会をいう。長岡市附属機関設置条例（昭和 32 年長岡市条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき設置され、事業者選定に当たっての審査を行う。
- 落札者 : 審査の結果、市から選定された入札参加者をいう。
- 基本協定 : 落札者の決定後、事業契約締結に向けて、市と落札者の構成員が締結する協定をいう。
- 事業契約 : 本事業の実施に関して、市と S P C が締結する契約をいう。
- 直接協定 : S P C による本事業の継続が困難となった場合等に、本事業の継続を図るため、S P C に資金提供を行う金融機関が一定の介入を行うことを可能とするために必要な事項を定めることを目的に、市と当該金融機関との間で締結する協定をいう。

はじめに

本入札説明書は、長岡市が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI法に基づくPFI事業として、平成30年3月5日に特定事業の選定を行った本事業に対して平成30年4月24日に公告した総合評価一般競争入札についての説明書である。

なお、次の文書は、本入札説明書と一体のものである。したがって、入札書類の作成に当たっては入札説明書等を精読の上、遺漏の無いように努めること。また、入札説明書等と、先に市が公表した「実施方針」及び「実施方針に対する質問・意見に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 事業契約書（案）

第1 事業実施に関する事項

1 事業名称

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業

2 公共施設の管理者等の名称

長岡市長 磯田 達伸

3 事業目的

本事業は、市において発生する一般廃棄物の適切な処理を将来にわたり継続的に実施し、資源回収及び回収したエネルギーの有効活用を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会の形成に適した本施設の整備及び運営を行うことを目的とする。

併せて、本事業において本施設の設計・建設及び運営の業務を包括的かつ長期的に民間事業者を実施させることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設にかかる市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図ることを目的とする。

なお、事業の実施にあたっては、地域経済の活性化、地域住民の安心・安全及び災害時の一時避難対応に関する積極的な取組みを期待する。

4 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、本施設を設計・建設し、その後施設の運営までを一括して事業者委ねるものとする。落札者は、SPCを設立し、市から委ねられる事業運営等を行う。

本施設の設計・建設期間については4年とし、運営期間は、施設の供用開始から15年間とする。

5 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設の設計・建設を実施後、施設の所有権を市へ移転した上で事業期間にわたり運営を実施するBTO方式とする。

6 事業スケジュール

(1) 設計・建設期間：平成31年4月～平成35年3月（試運転期間を含む）

(2) 運営期間：平成35年4月～平成50年3月（15年間）

※旧中之島ごみ処理施設及び中之島し尿処理施設の解体工事については、本事業とは別に平成30～31年度に実施する予定である。

7 事業終了後の措置

市は、本施設について運営期間を含め 30 年以上公共の用に供する予定であるため、事業者は事業期間終了時に、本施設を市の定める明渡し時における要求水準を満足する状態を保ち、市に引き継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、事業期間終了の 5 年前から、市と協議する。

8 業務範囲

(1) 事業者の業務

事業者は、以下の業務を行う。

- ア 資金調達業務(系統連系に係る工事負担金を含む)
- イ 設計業務
 - (ア) 実施設計業務
 - (イ) 各種申請業務(建築確認申請、一般廃棄物処理施設設置許可申請を含む事業者が行う各種申請)
 - (ウ) 交付金申請等の実施支援
- ウ 建設業務
 - (ア) 建設業務
 - (イ) 各種申請業務(事業者が行う各種申請)
 - (ウ) 交付金申請等の実施支援
- エ 工事監理業務
- オ 運營業務
 - (ア) 受付管理業務(搬入ごみの受入判定、料金徴収等)
 - (イ) 運転管理業務(運転管理、搬入出物の管理、搬入物の確認、搬出物の積込等)
 - (ウ) 物品・用役調達業務
 - (エ) 維持管理業務(施設の検査、点検、補修等)
 - (オ) 余熱利用業務(外部への電力等のエネルギー供給)
 - (カ) 環境管理業務(環境基準値の遵守等)
 - (キ) 情報管理業務(報告書作成・管理、各種情報の管理等)
 - (ク) その他関連業務(見学者対応・住民対応・災害時の一時避難対応(事業者が負担すべき範囲)、施設清掃、警備、植栽管理、除雪等)

(2) 市の業務

市は、以下の業務を行う。

- ア 本事業の実施に関する地元同意の取得
- イ 交付金の申請手続

- ウ 各種申請（建築確認申請等）の実施支援、施設の所有権移転に伴う諸手続等
- エ 計画管理
- オ 施設全体管理
- カ 搬出物の運搬、資源化（金属類等）及び最終処分（焼却残渣・不燃残渣）
- キ 売電に係る事務手続
- ク 見学者対応・住民対応（市が負担すべき範囲）
- ケ 契約管理

9 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のサービス購入料とする。なお、詳細については別紙3に示す。

(1) 設計及び建設の対価

市は、事業者が行う業務のうち資金調達業務、設計業務、建設業務及び工事監理業務に対する対価について、一定割合を一括支払金として建設期間中に出来高払いで事業者を支払う。一括支払金で支払った残りの金額については、運営期間にわたり事業者に毎年、サービス購入料として割賦で支払う。なお、一括支払金については、循環型社会形成推進交付金（高効率ごみ発電施設・マテリアルリサイクル施設）及び起債による支払いを想定している。

(2) 運営の対価

市は、事業者が実施する施設の運営業務に対する対価をサービス購入料として運営期間にわたり事業者を支払う。サービス購入料は、固定料金と変動料金で構成される。

なお、物価変動による委託料の改定は、原則として年1回行うものとする。

10 本事業の実施に必要なと想定される根拠法令等

- (1) 廃掃法
- (2) 大気汚染防止法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 騒音規制法
- (5) 振動規制法
- (6) 悪臭防止法
- (7) 下水道法
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法
- (9) 都市計画法
- (10) 農地法
- (11) 工業用水法

- (12) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- (13) 消防法
- (14) 航空法
- (15) 電気事業法
- (16) 労働安全衛生法
- (17) 公害健康被害の保証等に関する法律
- (18) 建築基準法
- (19) 河川法
- (20) 労働基準法
- (21) 地方自治法
- (22) 工場立地法
- (23) その他本事業実施のために必要な関係法令、条例、計画等

※本事業の遂行に必要となる許認可について、市が取得すべき許認可については市の責任において取得する。また、事業者が取得すべき許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（想定）

募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う想定である。

表1 事業者の募集及び選定スケジュール（想定）

日時	内容
平成30年4月24日（火）	入札公告及び入札説明書等の公表
平成30年5月21日（月） ～平成30年5月24日（木）	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
平成30年6月21日（木）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
平成30年6月27日（水） ～平成30年7月2日（月）	入札参加表明書、入札参加資格申請書類の受付
平成30年7月13日（金）	入札参加資格審査結果通知
平成30年7月23日（月） ～平成30年7月26日（木）	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
平成30年8月16日（木）	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）
平成30年9月13日（木） ～平成30年9月19日（水）	入札書類（入札書・提案書）の受付
平成30年9月19日（水）	開札
平成30年12月	提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング
平成30年12月	落札者の選定・公表
平成30年12月	基本協定の締結
平成31年1月	仮契約締結
平成31年3月	事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、平成30年4月24日（火）に入札公告し、入札説明書等を公表する。
なお、要求水準書の別紙データの一部について、本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）は市へ連絡し、提供を受けること。

イ 受付期間

平成30年4月24日（火）から平成30年7月2日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後4時までとする。

(イ) 申込方法

要求水準書の別紙データの提供を希望する者は、下記の申込連絡先に電話連絡し、直接受け取りに行くこと。併せて、要求水準書別紙一覧 別紙「添付資料の提供について（依頼）」を記入した上、下記の申込連絡先へ直接提出すること。

(ウ) 申込連絡先

長岡市環境部環境施設課

〒940-0015 新潟県長岡市寿 3-6-1

TEL : 0258-24-2838

E-mail : kankyosi-nkn555@city.nagaoka.lg.jp

イ 現地見学

次により現地見学の機会を設ける。

(ア) 受付期間

平成 30 年 4 月 24 日（火）から平成 30 年 9 月 19 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

(イ) 申込方法

現地見学を希望する者は、下記の申込連絡先に電話連絡し、日程を調整すること。併せて様式集（第 1 号様式）を記入した上、下記の申込連絡先へ電子メール（添付ファイル）により送ること。

(ウ) 申込連絡先

上記ア(ウ)の担当部局

ウ 入札説明書等に関する質問の受付（第 1 回）

入札説明書等の内容について、次により質問を受付ける。

(ア) 受付期間

平成 30 年 5 月 21 日（月）から平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 5 時までとする。

(イ) 提出方法

様式集（第 2 号様式）に記入した上、下記の提出先へ電子メール（添付ファイル）により送るものとし、電話での受付は行わない。

なお、質問・意見を提出した者は、必ず、電話により市が受信したことを確認すること。

質問・意見を提出された者には、後日内容確認のため、必要に応じてヒアリングを行うこともある。

(ウ) 提出先

上記ア(ウ)の担当部局

エ 入札説明書等に関する質問の回答（第 1 回）

提出された入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答は、平成30年6月21日（木）までに市のホームページで公表する。

オ 入札参加表明書及び入札参加資格申請書の提出

入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類（第3.2.(1)を参照）を下記に従って提出すること。

(ア) 受付時間

平成30年6月27日（水）から平成30年7月2日（月）までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時までとする。

(イ) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着）

(ウ) 提出先

上記ア(ウ)の担当部局

カ 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、平成30年7月13日（金）に入札参加者の代表企業に通知の発送を行う。なお、入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた入札参加者に対しては、提案時に使用する提案者番号等を併せて通知する。

キ 入札参加資格がないと判断された理由説明の申し立て

入札参加資格がないと判断された場合、その理由の説明の申し立てをすることができる（様式自由）。

(ア) 受付期間

平成30年7月17日（火）から平成30年7月20日（金）までの午前9時から午後4時までとする。

(イ) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着）

(ウ) 提出先

上記ア(ウ)の担当部局

ク 入札参加資格がないと認めた理由の回答

入札参加資格がないと認められた理由の説明の申し立てがあった入札参加者に対し、市は平成30年7月27日（金）までに書面による回答を送付する。

ケ 入札説明書等に関する質問（第2回）の受付

入札説明書等の内容について、次により質問を受付ける。

(ア) 受付期間

平成30年7月23日（月）から平成30年7月26日（木）午後5時までとする。

(イ) 提出方法

様式集（第2号様式）に記入した上、下記の提出先へ電子メール（添付ファイル）により送るものとし、電話での受付は行わない。

なお、電子メールにより提出した者は、必ず、電話により市が受信したことを確認すること。

質問を提出された者には、後日内容確認のため、必要に応じてヒアリングを行うこともある。

(ウ) 提出先

上記ア(ウ)の担当部局

コ 入札説明書等に関する質問（第2回）の回答

提出された入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答は、平成30年8月16日（木）までに市のホームページで公表する。

サ 入札書類の受付

入札参加者は、本事業に関する提案内容等を記載した入札書類（第3.2(2)を参照）を平成30年9月13日（木）から平成30年9月19日（水）正午までに提出するものとする。

(ア) 受付期間

平成30年9月13日（木）から平成30年9月19日（水）正午までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後4時までとする。

ただし、最終日は正午までとする。

(イ) 提出方法

持参

(ウ) 提出先

上記ア(ウ)の担当部局

(エ) 入札の辞退

参加資格審査の結果、参加資格を認められた者が入札を辞退する場合は、第15号様式の入札辞退届を入札書類受付期限までに提出すること。提出方法・場所は上記(イ)及び(ウ)と同じ。

シ 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上で行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない市職員が立ち会うものとする。当該開札では、入札参加者の提出した入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。なお、この際に、入札価格の公表は行わない。

(ア) 開札日時：平成30年9月19日（水） 午後3時

(イ) 開札場所：環境部 環境衛生センター内 管理庁舎2階会議室

ス 提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング

入札価格が予定価格を超えていないことが確認された入札参加者を対象に、提案内容の確認のためのプレゼンテーション・ヒアリングを平成 30 年 12 月に実施する。なお、詳細については、別途入札参加者の代表企業に通知する。

セ 落札者の決定及び公表

提出された入札書類については、落札者決定基準に従って総合的に評価を行い、落札者を決定する。落札者の決定時には、結果を市のホームページにて公表する。なお、落札者が事業契約を締結しない場合、「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある(地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約)。

ソ 基本協定の締結

落札者が決定された後、市は落札者と速やかに基本協定を締結する。

タ 事業契約の締結

市は落札者が設立する S P C と仮契約を平成 31 年 1 月に締結することを想定している。その後、市議会の議決を経て本契約となる。

第3 入札参加者に関する事項

1 入札参加者の入札参加資格等

(1) 入札参加者の構成等

本事業への入札参加者は、次の全ての要件を満たすこと。

- ア 入札参加者は、「建屋の設計企業」、「建屋の建設企業」、「熱回収施設プラントの設計・建設企業（設計業務及び建設業務を実施する企業は同一）」、「不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業（設計業務及び建設業務を実施する企業は同一）」、「工事監理企業」及び「運営企業」で構成される。なお、各企業について、同一の企業が担うことも可能とする。
- イ 入札参加者を構成する全ての構成員はSPCに出資するものとし、構成員以外のもので出資することは認めない。なお、SPCに出資する全ての企業は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、工事監理企業については、SPCに出資をしないことも可能とする。
- ウ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施するSPCを、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として長岡市内に設立する。
- エ 入札参加者は、代表企業を定めるものとする。また、代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。
- オ 建屋の建設企業、熱回収施設プラントの設計・建設企業及び不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業は工事監理業務を実施することはできないものとする。また、当該各建設企業と資本面又は人事面において関連がある企業は、工事監理業務を行なうことはできないものとする。
- カ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員として重複して参加することはできないものとする。
- キ 契約の締結に至らなかった入札参加者の構成員は、SPCの構成員になることはできないものとする。
- ク 入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。

(2) 入札参加者の資格要件

入札参加者について、次の要件を満たす必要がある。

- ア 全ての企業は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 全ての企業は、本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 建屋の設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加す

る場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業種登録がなされていること。

エ 建屋の建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が(ア)及び(イ)を満たし、いずれかの者が(ウ)を満たしていること。

(ア) 建設業法の建築一式工事の特定建設業の許可を有すること。

(イ) 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、建築一式工事の業種登録がなされており、かつ、以下の a 又は b の要件を満たしていること。

a 以下の要件を全て満たしていること。

- ・長岡市内に本社を有すること。
- ・市の平成 30 年度入札参加資格者名簿の建築一式工事における総合評点が 900 点以上であること。

b 以下の要件を全て満たしていること。

- ・新潟県内に本社を有し、かつ長岡市内に支店又は営業所を有すること。
(長岡市内に本社を有する者を除く)
- ・市の平成 30 年度入札参加資格者名簿の建築一式工事における総合評点が 1100 点以上であること。

(ウ) 建設業法における建築工事業に係わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

オ 熱回収施設プラントの設計・建設企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法の清掃施設工事の特定建設業の許可を有すること。

(イ) 建設業法における清掃施設工事に係わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

(ウ) 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、清掃施設工事の業種登録がなされており、かつ、清掃施設工事における総合評点が 1100 点以上であること。

(エ) 以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉）の元請としての設計・建設実績を 2 件以上有すること。

- ・ボイラータービン発電設備を有する施設
- ・施設規模 82t/日以上施設
- ・平成 14 年度以降に竣工した施設

カ 不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法の清掃施設工事の特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 建設業法における清掃施設工事に係わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- (ウ) 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、清掃施設工事の業種登録がなされており、かつ、清掃施設工事における総合評点が 800 点以上であること。
- (エ) 以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の元請としての実績を有すること。
 - ・不燃・粗大ごみを対象とした低速回転破砕機、高速回転破砕機、磁選機、アルミ選別機を有する施設
 - ・入札参加表明書の提出期限日において 1 年以上の稼働実績を有する施設

キ 工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。

- (ア) 建屋の工事監理企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。
 - a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b 入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業種登録がなされていること。
- (イ) 熱回収施設プラント及び不燃・粗大ごみ処理施設プラントの工事監理企業は、入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において建設コンサルタントの廃棄物の業種登録がなされていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が全ての要件を満たしていること。

ク 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。

- (ア) 熱回収施設の運営を行う企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が a から d を満たし、いずれかの者が e を満たしていること。
 - a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因して、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
 - b 運営企業のうち運転管理業務を実施する者は、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉）の運転管理実績を 2 件以上有すること。
 - ・ボイラータービン発電設備を有する施設

- ・施設規模 82t/日以上の施設
 - ・平成 14 年度以降に竣工した施設
- c 運営企業のうち維持管理業務を実施する者は、建設業法の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- d 運営企業のうち維持管理業務を実施する者は、入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、清掃施設工事の業種登録がなされていること。
- e 運営企業のうち運転管理業務又は維持管理業務を実施する者は、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、b の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を熱回収施設の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置すること。
- (イ) 不燃・粗大ごみ処理施設の運営を行う企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数者で参加する場合は、全ての者が a から d を満たし、いずれかの者が e を満たしていること。
- a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因して、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- b 運営企業のうち運転管理業務を実施する者は、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の運転管理実績を 2 件以上有すること。
- ・不燃・粗大ごみを対象とした高速回転破砕機を有する施設
 - ・入札参加表明書の提出期限日において 1 年以上の稼働実績を有する施設
- c 運営企業のうち維持管理業務を実施する者は、建設業法の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- d 運営企業のうち維持管理業務を実施する者は、入札参加表明書の提出日に市の平成 30 年度入札参加資格者名簿において、清掃施設工事の業種登録がなされていること。
- e 運営企業のうち運転管理業務又は維持管理業務を実施する者は、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、b の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を不燃・粗大ごみ処理施設の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置すること。

(3) 入札参加者の制限

入札参加表明書、入札参加資格申請書類の提出日において、次に該当する者は、入札参加者の構成員になることはできないものとする。なお、入札参加表明書、入札参加資格申請書類提出後においても構成員が以下に該当することとなった場合、市は当該入札参加資格を取り消すことがある。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ PFI法第9条の規定に該当する者。
- ウ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされている者。
- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
 - (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
 - (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - (エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て
- エ 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は、課徴金納付命令（事前通知含む。）を受けている者。
- カ 入札参加表明書、入札参加資格申請書類の提出日から仮契約が締結されるまでの間に、市の指名停止措置を受けている者。
- キ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。
- ク 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者（パンフィックコンサルタンツ株式会社）及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ケ 委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

2 入札参加に係る提出書類

入札参加に係る提出書類は、以下のものを想定している。

(1) 入札参加資格申請書類

入札参加資格申請書類は以下のものをまとめて正本1部、副本1部提出すること。

様式については、様式集に示すものを用いて作成すること。

- (第3号様式) 入札参加表明書
- (第4号様式) 構成員一覧表
- (第5号様式) 委任状 (代表企業)
- (第6号様式) 委任状 (受任者)
- (第7号様式) 入札参加資格確認申請書
- (第8号様式) 入札参加資格要件確認表 (建屋の設計企業)
- (第9号様式) 入札参加資格要件確認表 (建屋の建設企業)
- (第10号様式) 入札参加資格要件確認表 (熱回収施設プラントの設計・建設企業)
- (第11号様式) 入札参加資格要件確認表 (不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業)
- (第12号様式) 入札参加資格要件確認表 (工事監理企業)
- (第13号様式) 入札参加資格要件確認表 (運営企業) ※熱回収施設プラントの運営を行う企業
- (第14号様式) 入札参加資格要件確認表 (運営企業) ※不燃・粗大ごみ処理施設プラントの運営を行う企業

各企業の添付資料を各企業の入札参加資格要件確認表の後ろに添付すること。

- ・ 会社概要 (最新のもの、パンフレット等の使用も可とする。)
- ・ 印鑑証明書 (入札公告日以降に交付されたもの。)
- ・ 使用印鑑届 (実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。様式は任意)
- ・ 法人税納税証明書 (地方税に係るものを含む。入札公告日以降に交付されたもの)
- ・ 貸借対照表 (直近実績3年間の個別貸借対照表。連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表も含む)
- ・ 損益計算書 (直近実績3年間の個別損益計算書。連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書も含む)
- ・ その他入札参加資格要件が確認できる登録証、許可証及びその他書類

(2) 入札書類

ア 入札書及び入札書類提出届等

- (第16号様式) 入札書類提出届
- (第17号様式) 入札書
- (第18号様式) 入札価格内訳書
- (第19号様式) 要求水準に関する確認書

イ 提案書

- (ア) 設計・建設業務に関する提案書 (参考資料含む)
- (第20-1号様式) 周辺環境との調和対策

- (第 20-2 号様式) 安全性・安定性対策
- (第 20-3 号様式) 環境負荷の少ない効率的な施設設計
- (第 20-4 号様式) 長寿命化対策
- (第 20-5 号様式) 災害時対策
- (イ) 管理・運營業務に関する提案書 (参考資料含む)
 - (第 21-1 号様式) 安全性・安定性対策
 - (第 21-2 号様式) 環境負荷の少ない効率的な管理運営対策
 - (第 21-3 号様式) 長寿命化対策
- (ウ) 事業計画に関する提案書 (参考資料含む)
 - (第 22-1 号様式) 事業全体プロジェクトマネジメント・実施体制
 - (第 22-2 号様式) 資金調達計画・長期収支計画
 - (第 22-2 号様式別添①) 資金調達内訳書
 - (第 22-2 号様式別添②) 初期投資内訳書
 - (第 22-2 号様式別添③) サービス購入料Bの内訳書
 - (第 22-2 号様式別添④) 運営費内訳書 (サービス購入料C及びD内訳書)
 - (第 22-2 号様式別添⑤) サービス購入料C (固定費) の内訳書
 - (第 22-2 号様式別添⑥) サービス購入料D (変動費) の内訳書
 - (第 22-2 号様式別添⑦) 長期収支計画書
 - (第 22-3 号様式) リスク対応及びセルフモニタリング
 - (第 22-4 号様式) 地域経済への貢献

(エ) 設計図書

- a 施設概要 (施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)
- b 提案仕様書 (要求水準書に提案する施設の仕様を記載したもの。)

【提案仕様書の記載方法】

- (a) 要求水準書に提案する施設の仕様を空欄部分に朱書きで記載すること。
- (b) 要求水準書の一部について改良提案する場合、提案の反映箇所を一重線で削除した後に、提案内容を朱書きで記すこと (要求水準書通りの項目については、語尾の「～こと」を「～とする。」などについても書き換えは不要。)
- (c) 入札公告以降に市が公表する回答書等による、要求水準書の補完、見直し等が生じる場合は、朱書きで反映し、反映箇所の文末に回答書等の対応箇所を朱書きで記すこと。(例：質問回答による反映箇所 「第〇回No. □より」)

c 図面

- (a) 全体配置図

- (b) 動線計画図
 - (c) 見学者動線計画図
 - (d) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）
 - (e) 建築仕上図
 - (f) 各階機器配置平面図
 - (g) 機器配置断面図（炉室、タービン関係、諸室、灰処理関係、排水関係等の配置がわかるもの）
 - (h) 鳥瞰図
 - (i) 電気設備主回路単線系統図
- d フローシート（(a)から(d)は熱回収施設、(e)から(g)は不燃・粗大ごみ処理施設）
- (a) ごみ、排ガス、薬剤、主灰、飛灰、資源物等
 - (b) 給排水（上水、井水、再利用水、プラント排水、生活排水等）
 - (c) 全体余熱利用
 - (d) 計装フローシート
 - (e) ごみ、集じん
 - (f) 給排水（上水、井水、再利用水、プラント排水、生活排水等）
 - (g) その他
- e 設計書等（熱回収施設は(b)から(e)の全てを対象とし、不燃・粗大ごみ処理施設の稼働日・停止日ごとに分けるものとする。年間当たりの値など様式集で提案する数値が参照できるにすること。不燃・粗大ごみ処理施設は(c)を除く全て（炉数は系列に読み替える。日当たり処理量に対応した値とする。）とする。）
- (a) 運転計画書（季節ごと、熱回収施設の1炉運転日・2炉運転日ごとに、不燃・粗大ごみ処理施設の稼働日・停止日がわかる計画書とする。）
 - (b) 物質収支計算書（定格時のほか想定運転計画における定格時以外の負荷ごと、ごみ質ごとに対応した計算書とする。）
 - (c) 熱収支計算書（熱精算表、蒸気収支表とし、定格時のほか想定運転計画における定格時以外の負荷ごと、炉数ごと、ごみ質ごと、季節ごとに対応した計算書とする。蒸気収支表には、発電量（kw）・発電効率・熱利用率・エネルギー回収率を含むものとする。）
 - (d) 用役収支計算書（電力、給排水、燃料、薬品）（定格時のほか想定運転計画における定格時以外の負荷ごと、炉数ごと、ごみ質ごと、季節ごと、日・年間当たり処理量ごとに対応した計算書とする。）
 - (e) 電力収支計算書（炉数ごと、ごみ質ごと、季節ごと、施設ごと（熱回収施設はプラント設備と建築設備、不燃・粗大ごみ処理施設の消費電力

(kw))、日・年間当たり処理量に対応した計算書とする。)

(f) 主要機器設計計算書

f 工事工程表

g 管理運營業務関係

(a) 供用開始後30年間の本施設の維持管理計画一覧表（要求水準書で示す設備分類における各主要機器の点検補修内容毎に保全方式（TBM, CBM, BM）、その頻度を含むものとし、頻度に応じた稼働年数の列に“○”でプロットすること。また、事業期間15年間については、平準化前の設備毎の内訳を含む年間維持管理費を併せて記載すること。なお、点検補修内容は点検、補修、更新の具体的な内容を簡潔に記載すること。)

h 近隣への日影影響低減配慮書（自由様式）

ウ 入札書類の作成要領

- (ア) 入札書については、封筒（任意）に封入・封緘し、本事業名、宛先及び入札参加者名を表記して一部提出すること。
- (イ) 入札書類のうち、第16号様式、第18号様式、第19号様式については、提案書の正本の一番前に綴じること。
- (ウ) 提案書については、第20号様式～第22号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4判・縦長・左綴じ（A3判は横長で一連とし折り込むこと。）により、正本1部副本10部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ11ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。
- (エ) 設計図書については、A3判で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正本1部、副本10部を提出すること。なお、副本のうち2部については、A3サイズをA4サイズに縮小、A4サイズは2アップ印刷（2ページを1ページ分に縮小して印刷）とし、A3サイズが連続するページはA4サイズ縮小版の両面長編綴じ、A4サイズが連続するページについては、2アップ印刷の両面長編綴じとすること。
- (オ) 提案書及び設計図書については、内容データを記録したCD-Rを2部提出すること。なお、使用ソフトはMicrosoft Word形式、Excel形式、PDF形式（Windows対応）とすること。
- (カ) 提案書のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (キ) ロゴマークの使用を含めて、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式においては企業名を明らかにすること。
- (ク) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

3 著作権

入札参加者の提案書に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できるものとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類については返却しない。

4 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

第4 提案に関する事項

1 立地条件等

表2 立地条件等

所在地	長岡市中条新田 1080-2 (現中之島クリーンセンター敷地内)
敷地	敷地全体面積：約 22,830 m ² 工事区域面積：約 17,717 m ² (建設範囲)
形態規制	用途地域：都市計画区域外 (指定無し) 建ぺい率：指定無し 容積率：指定無し

2 施設整備の概要

本施設の施設構成は以下を予定している。

(1) 熱回収施設 (高効率ごみ発電施設)

表3 熱回収施設 (高効率ごみ発電施設) の概要

施設構成	対象廃棄物：可燃ごみ、破碎可燃物等 処理方式：ストーカ炉 発電設備：高効率ごみ発電設備 処理能力：82t/日 (41t/24h×2 炉)
------	---

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル施設)

表4 不燃・粗大ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル施設) の概要

施設構成	対象廃棄物：不燃・粗大ごみ、破碎選別不燃残渣等 処理方式：低速回転破碎機、高速回転破碎機、破選機、アルミ選別機 処理能力：21t/5h (1 基)
------	---

(3) その他

- ・管理・計量棟
- ・駐車場
- ・洗車場
- ・ストックヤード
- ・車庫棟 等

3 施設の設計・建設の提案に関する条件

設計業務、建設業務及び工事監理業務に関しては、要求水準書 (設計・建設編) に従い入札書類を作成すること。

4 施設の運営の提案に関する条件

運営業務に関しては、要求水準書（管理・運営編）に従い入札書類を作成すること。

5 事業計画の提案に関する条件

(1) サービス購入料の算定方法

各業務に係る費用はサービス購入料として事業者を支払う。なお、サービス購入料の算定方法等については別紙3に従うこと。

(2) 保険の付保

事業者は、本施設の建設にあたり設計・建設期間中において、建設工事保険、組立保険、第三者賠償保険等に参加すること。

また、事業者は、本施設の運営にあたり運営期間中において、第三者賠償保険等に参加すること。

(3) リスク管理の方針

ア 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

イ リスクの責任分担

想定されるリスク及び市と事業者の責任分担については、事業契約に定めるものとする。

6 提案の予定価格

本事業の入札に係る予定価格は非公表とする。予定価格を上回って入札した入札参加者は失格となる。

なお、本事業実施に関する概算価格は系統連系に係る工事負担金を含む約193億円（消費税及び地方消費税（8%での算定）を含む）を想定しており、施設の設計及び建設に係る概算価格及び運営に係る概算価格はそれぞれ以下を想定している。なお、当該概算価格は、割賦金利やSPCの設立費等も見込んだ概算価格であり、割賦の金利については、運営の概算価格に含めて算定している。

概算価格は予定価格ではなく、市の想定したそれぞれのサービス購入料の適正価格を想定したものである。どちらかの概算価格を超えていても予定価格を下回っていれば失格とはならない。

表5 概算価格の内訳

設計及び建設の概算価格	約113億円（消費税及び地方消費税を含む）
運営の概算価格	約80億円（消費税及び地方消費税を含む）

第5 入札書類の審査及び選定に関する事項

1 委員会の設置

市は、長岡市附属機関設置条例（昭和32年長岡市条例第7号）第2条の規定に基づき、「長岡市PFI事業等事業者選定委員会中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業部会」を設置する。

2 審査の手順及び方法

(1) 入札参加資格審査

市は、入札参加者から提出された入札参加表明書及び入札参加申請書類について、第3入札参加者に関する事項において定められている入札参加資格要件を満たしていることを確認する。

(2) 入札書類の審査

ア 開札

市は、入札参加者から提出される入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

イ 提案書の基礎審査

市は、入札参加者から提出される提案書について、基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目は落札者決定基準に示すとおりとする。

ウ 定量化審査

委員会は、基礎審査項目の達成が確認された入札参加者の入札書類について、定量化審査を行う。定量化審査は、入札参加者の提案する入札価格に加えて、設計・建設業務、運営業務及び事業計画に関する提案内容を総合的に評価する。定量化審査の方法、審査項目については、落札者決定基準に示すとおりとする。

エ 最優秀提案者の選定

委員会は、定量化審査の結果、最も高い評価となった入札参加者を最優秀提案者として選定し、市に意見を具申する。

3 落札者の決定

市は委員会の意見を踏まえて、落札者を決定する。

4 審査結果の公表

市は、委員会における審査結果をまとめ、落札者決定後、速やかに公表する。

なお、最終的に入札参加者がいない、又は、本事業を実施するに当たり適当であると客観的に判断された提案がない場合は、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

第6 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者の決定後、市はすみやかに落札者と基本協定を締結する。

2 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を遂行するため、基本協定の規定に基づき会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社をSPCとして長岡市内に設立するものとする。

3 事業契約の締結

市は、落札者が設立するSPCと仮契約を締結し、その後、仮契約は議会議決を経て本契約となる。事業契約締結に係る費用は事業者負担とする。なお、議会議決が得られない場合には、事業を取りやめることがある。

4 契約保証金

契約保証金は設計・建設期間において、設計・建設の対価（割賦金利は除く）の総額の100分の10とする。

第7 事業実施に関する事項

1 誠実な事業の遂行

事業者は、事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

2 市による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

市は、事業者が契約で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を満足していることを確認するとともに、SPCの財務状況の把握をするため、定期的又は必要に応じてモニタリングを行う。なお、運営に関するモニタリング及びサービス購入料の減額については、別紙4を参照すること。

モニタリングに必要な費用として市に生じた費用は、原則として市が負担するものとするが、モニタリング実施に必要な市への提出書類の作成等については、事業者の責任及び費用負担により行うこと。

(1) モニタリングの実施時期

ア 設計段階

市は、設計中及び設計の完了時に、事業者の設計内容が、要求水準書及び契約書等で定める水準を満たしているか確認する。

イ 建設段階

市は、施設の建設及び工事監理の状況について、建設期間中、定期的に確認する。

市は、施設の建設完成時に、事業者により建設された本施設が要求水準書及び契約書等で定める水準を満たしているか確認する。また、SPCの経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

ウ 運営段階

市は、事業者の行う運營業務が、要求水準書及び契約書等で定める水準を満たしているか確認する。また、SPCの経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

(2) モニタリング結果についての対応

市は、モニタリングの結果、事業者の行う業務が、要求水準書及び契約書等で定める水準を満たしていないと判断した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額、事業契約の解除等の措置を講じるものとする。

第8 その他事業の実施に必要な事項

1 入札保証金

入札保証金は、免除する。

2 入札参加に係る費用

本事業の入札参加に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

3 本事業の担当部署

本事業の担当は、次のとおりである。

長岡市環境部環境施設課

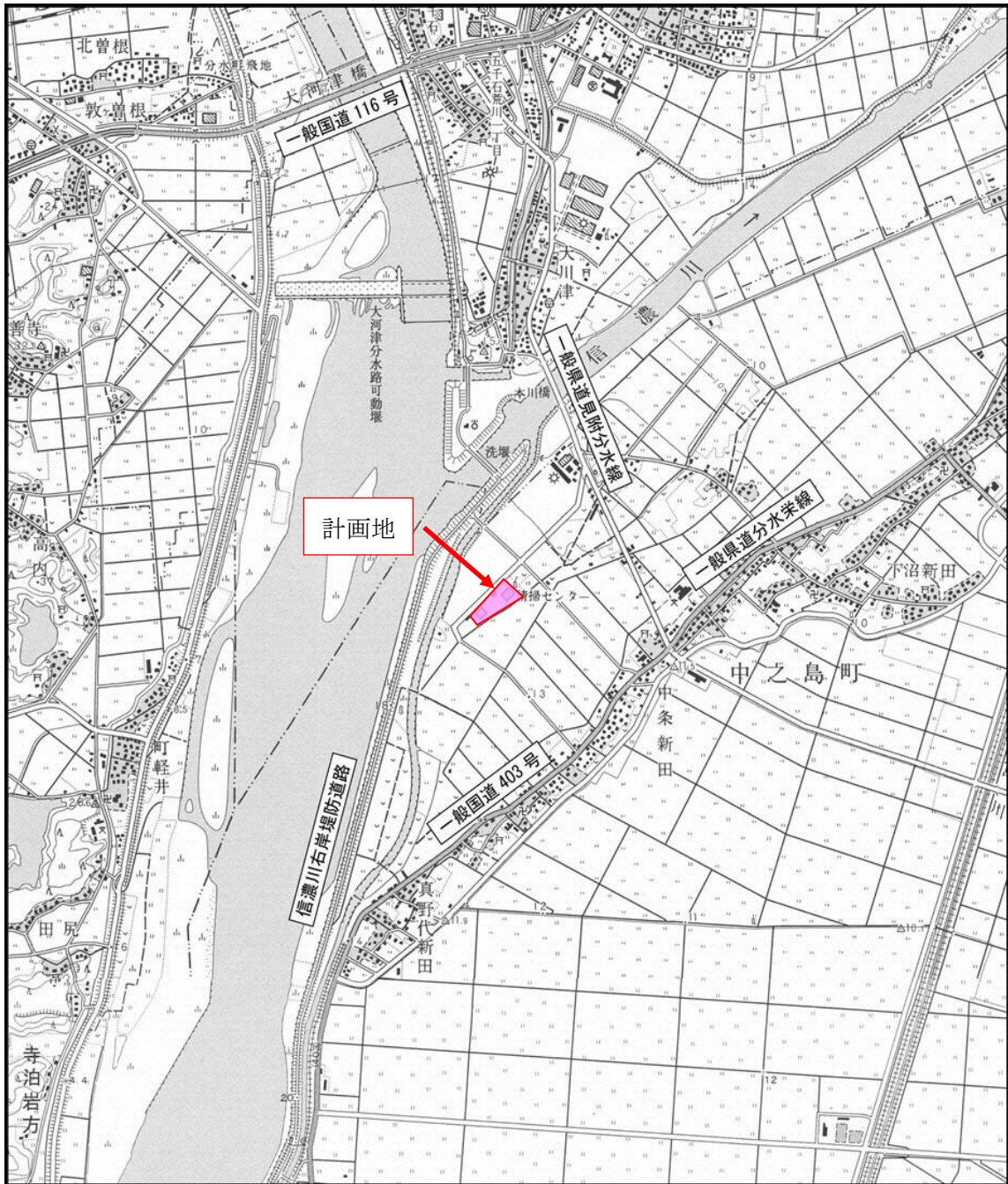
〒940-0015 新潟県長岡市寿 3-6-1

TEL : 0258-24-2838

FAX : 0258-24-6553

E-mail : kankyosi-nkn555@city.nagaoka.lg.jp

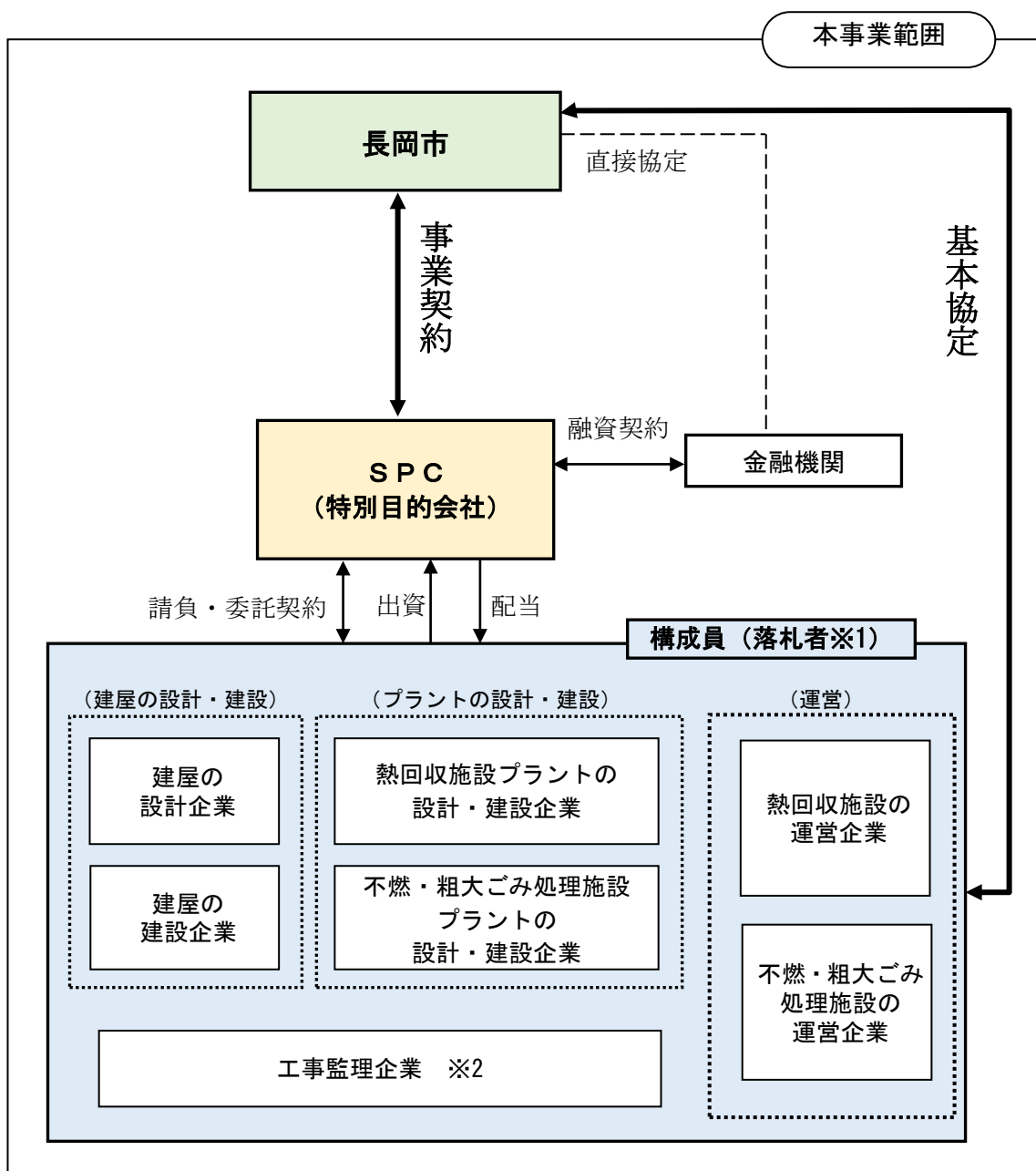
別紙1 計画地案内図



別紙2 事業スキーム図（イメージ）

事業スキーム図はイメージであり、各企業は第3「1 入札参加者の入札参加資格等」を満たしていることが条件となる。

各企業について、同一の企業が担うことも、複数者で担うことも可能とする。



※1 落札者は、市から選定された入札参加者のことをいう。

※2 工事監理企業については、SPCに出資をしない企業とすることも可能とする。

別紙3 サービス購入料の算定方法及び支払い方法

1 サービス購入料の算定方法

(1) 設計及び建設業務の対価

市は、SPCが実施する資金調達業務、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る対価として、サービス購入料A（建設時一括支払金）及びサービス購入料B（割賦料）をSPCに支払う。

ア サービス購入料A（建設時一括支払金）

サービス購入料Aは、建設費等に対して交付金が市に対して交付される場合、交付金及び起債を用いて毎年度の出来高に応じて一括支払金としてSPCに支払う。サービス購入料Aの対象及び算定方法を以下に示す。

表6 サービス購入料Aの対象と算定方法

費目	サービス購入料A（建設時一括支払金）
対象	① 設計業務、建設業務及び工事監理業務のうちの交付金対象費用のうち、交付金額及び交付金額を除く部分の90%分 ② 設計業務、建設業務及び工事監理業務のうちの交付金対象外費用のうちの75%分
算定方法	① $(\text{設計業務、建設業務及び工事監理業務の交付対象費用のうちの交付金額}) + (\text{交付対象費用} - \text{交付金額}) \times 90\%$ ② $(\text{設計業務、建設業務及び工事監理業務の交付対象外費用}) \times 75\%$ ・各年度において①と②を足し合わせた金額を算定する。

※落札後に交付金の金額が決定となることから、サービス購入料Aの金額が落札後に入札時の金額と異なる可能性があることに留意すること。なお、交付金額決定後の見直しにより発生する費用は事業者負担とする。

※算定において、交付金の金額は1千円未満切り捨て、起債の金額は10万円未満切り捨てで算定すること。

イ サービス購入料B（割賦料）

市は、設計、建設に係る対価のうち、サービス購入料Aの金額を控除し、SPCの開業準備費用等を加えた金額を割賦元本として、金利を加えたサービス購入料B（割賦料）を運営期間中にSPCに支払う。サービス購入料Bの対象及び算定方法を以下に示す。

表7 サービス購入料Bの対象と算定方法

費目	サービス購入料B（割賦料）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 設計業務、建設業務及び工事監理業務の合計金額からサービス購入料Aを控除した金額 ② SPC設立にあたり発生する費用 ③ 系統連系に係る工事負担金 ④ その他費用（建設期間中の金利、融資手数料、建設期間中の保険料金、諸経費等） ⑤ 割賦金利
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の①から④までの費用を割賦元本とし、割賦金利を踏まえて算定する。 ・支払回数は、平成35年度第1四半期（4月1日～6月末日）を第1回とし、以降年4回、平成49年度第4四半期（平成50年1月1日～3月末日）を最終回とする、全60回により支払うものとして算定すること。 ・入札時の割賦金利については、以下の基準金利にスプレッドを加えた金利を用いて割賦金額を算定するものとする。 基準金利：0.468% 平成30年2月24日の基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））

(2) 運營業務に係る費用の対価

市は、SPCが実施する運營業務に係る対価としてサービス購入料C及びサービス購入料DによりSPCに支払う。サービス購入料Cは固定費、サービス購入料Dは搬入される廃棄物量により変動する変動費により構成されるものとする。

対象及び算定方法を以下に示す。

表8 サービス購入料C（固定費）の対象と算定方法

費目	サービス購入料C（固定費）
対 象	<p>運營業務に係る費用のうち、搬入される廃棄物量に関わらず発生する費用。主に以下の費用を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・修繕費（毎年度一定額とする） ・ユーティリティ基本料金（水道、電気、下水） ・SPC経費 ・保険料 ・その他
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス購入料Cは、上記対象費用の各年度に発生する費用の事業期間（15年）分の総額とする。 ・各年度の金額は同一金額として平準化された金額とする。

表9 サービス購入D（変動費）の対象と算定方法

費目	サービス購入料D（変動費）
対 象	<p>運營業務に係る費用のうち、搬入される廃棄物量により変動する費用。主に以下の費用を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・ユーティリティ（薬品、水道、電気、下水料金） ・その他
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動費は各搬入廃棄物につき、1トンあたりの単価を提案すること。 ・入札価格における合計金額の算定方法は、（各支払期（四半期）の処理対象物推計量）×（提案単価（円/t））の事業期間（15年間）合計金額とする。実際の支払いは処理量に応じて算定する。 ・なお、入札価格の算定にあたっては、平成35年度から平成49年度まで、「表10 処理対象物の将来推計量（入札価格算定に用いる処理対象物推計量）」に示す処理量に基づき算定すること。

表 10 処理対象物の将来推計量（入札価格算定に用いる処理対象物推計量）

○熱回収施設

処理対象物	平成35年度 (2023年)	平成36年度 (2024年)	平成37年度 (2025年)	平成38年度 (2026年)	平成39年度～平成49年度 (2027年～2037年)
可燃ごみ	17,305	16,631	16,085	15,481	14,961
破碎選別可燃物	3,460	3,421	3,342	3,311	3,289

○不燃・粗大ごみ処理施設

処理対象物	平成35年度 (2023年)	平成36年度 (2024年)	平成37年度 (2025年)	平成38年度 (2026年)	平成39年度～平成49年度 (2027年～2037年)
不燃ごみ	3,793	3,750	3,627	3,593	3,570
粗大ごみ	1,018	1,007	999	990	984
破碎選別不燃残渣	600	593	588	583	579
選別不燃残渣 (廃プラスチック容器包装由来)	78	77	76	75	75

2 サービス購入料の改定方法

(1) 金利変動による改定

提案時の基準金利と、本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前の基準金利に差が生じた場合は、この差に応じてサービス購入料Bを改定する。なお、スプレッドは改定の対象としない。

金利確定日	施設引渡し予定日の2銀行営業日前
-------	------------------

(2) 設計・建設期間中の物価変動による改定

ア サービス購入料A及びBの改定

サービス購入料Bについて、以下のとおり物価変動による見直しを行う。

- (ア) 市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日の後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により設計業務、建設業務及び工事監理業務に係るサービス購入料A及びBが不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス購入料の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡の日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。
- (イ) サービス購入料の改定方法は、変動前工事費等（本契約に定められたサービス購入料A及びBの合計額から割賦金利及び(ウ) aの基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（(ウ)により算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額（以下「改定増減額」という。）について、サービス購入料Bの元本に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス購入料Bの改定額を定めるものとする。なお、サービス購入料Aの支払金額については、提案時に示された金額を支払うものとする。

- (ウ) サービス対価の改定手続きは、次に示すとおりとする。
- a (ア)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
 - b 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者へ通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
 - c 改定増減額については、入札日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の計算式により算定する。

$$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$A = \alpha \times B + B \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

A : 改定増減額 (サービス対価Bの増減額)

B : 変動前残工事費

α : 改定率

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{入札日の指数}} - 1$$

※ α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が 15/1,000 に満たない場合は、改定を行わない。

- d 改定率の算定の用いる指標は、建設物価(一般財団法人建設物価調査会)等を基本とし、落札者決定後契約締結までの間に協議により設定する。
- (エ) (ア)に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス購入料A及びBが不適当となったと認めるとき」とは、dに示す入札日の指数と当該時点に属する月の指数(この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする)との比(上記(ウ)の α に相当する率)の絶対値が1,000分の15を超えるときをいう。
- (オ) 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。
- (カ) 上記(ア)の規定による請求は、本規定によりサービス購入料の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記(ア)～(ウ)において「事業契約締結の日」及び「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス購入料変更の基準日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 運営期間中の物価変動

ア サービス購入料C及びDの改定

サービス購入料C及びDについて、以下の方法により毎年度物価変動による見直しを行う。

(ア) 改定方法

サービス購入料C及びDは毎年度物価変動による改定を行う。事業者は毎年度6月30日までに、指標値評価の根拠資料を添付して、当該年度のサービス購入料の金額に用いる指数の根拠を市に通知し、市の確認を受けたうえで、当該年度の指数を確定させるものとする。

(イ) 物価変動の判断に用いる指数

物価変動判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、事業者にて当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して事業契約書に定めるものとする。

(ウ) 改定の計算方法

改定の対象となる費用については、以下の計算式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

Y：改定後の各支払額

X：改定前の各支払額（税抜き、第1回目の改定が行われるまでは契約書に記載された額とする。

α ：改定率

$$\text{改定率} = \frac{\text{改定計算時の前年度の指数}}{\text{改定計算時の前々年度の指数}}$$

※ 当該改定率は少数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。

※ 計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

(4) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス購入料について、その変更内容に合わせて改定するものとする。

3 サービス購入料の支払い方法

(1) サービス購入料A

サービス購入料Aは、「1 サービス購入料の算定方法」(1)アに示す費用について、交付金額確定後に再度算定した金額を建設期間中に各年度に支払う。

事業者は、各年度に契約書に定める市による出来高査定検査を受け、市は出来高査定検査後に査定結果通知書を交付する。確認証受領後事業者はサービス購入料Aの支払を請求することができる。市は、事業者から請求があった日から30日以内にサービス購入料Aを支払う。

(2) サービス購入料B

サービス購入料Bは、平成 35 年度第 1 四半期（4 月 1 日～6 月末日）を第 1 回とし、以降年 4 回、平成 49 年度第 4 四半期（平成 50 年 1 月 1 日～3 月末日）を最終回とする、全 60 回により支払う。

事業者は、各四半期終了後に市に対してサービス購入料Bの支払いを請求することができる。

市は、事業者から請求があった日から 30 日以内にサービス購入料Bを支払う。

(3) サービス購入料C及びD

サービス購入料C及びDは、「1 サービス購入料の算定方法」(2) 運營業務に係る費用について、サービス購入料C（固定費）及びサービス購入料D（変動費）を合わせて、平成 35 年度第 1 四半期（4 月 1 日～6 月末日）を第 1 回とし、以降年 4 回、平成 49 年度第 4 四半期（平成 50 年 1 月 1 日～3 月末日）を最終回とする、全 60 回により支払う。

事業者は、事業年度の各四半期終了後、14 日以内に四半期報告書を市へ提出する。

市は、報告書の確認結果及び当該四半期のモニタリング結果を事業者へ通知する。

事業者は、報告結果を踏まえて、物価変動による改定を行った当該四半期のサービス購入料C及びDの請求を行う。

市は、事業者から請求があった日から 30 日以内にサービス購入料C及びDを支払う。

別紙4 運営に係るモニタリング及び減額方法

1 運営期間中の業務水準低下に対する措置

市は以下のモニタリング方法により、翌支払期（翌四半期）又はそれ以降において、事業者が要求水準を満たしていない事象が発生した場合、是正指導又は是正勧告を行い、その改善結果の確認を行い是正が不十分であると判断した場合には、ペナルティポイント加算による減額や構成員の変更、事業契約の解除等を行うことができる。

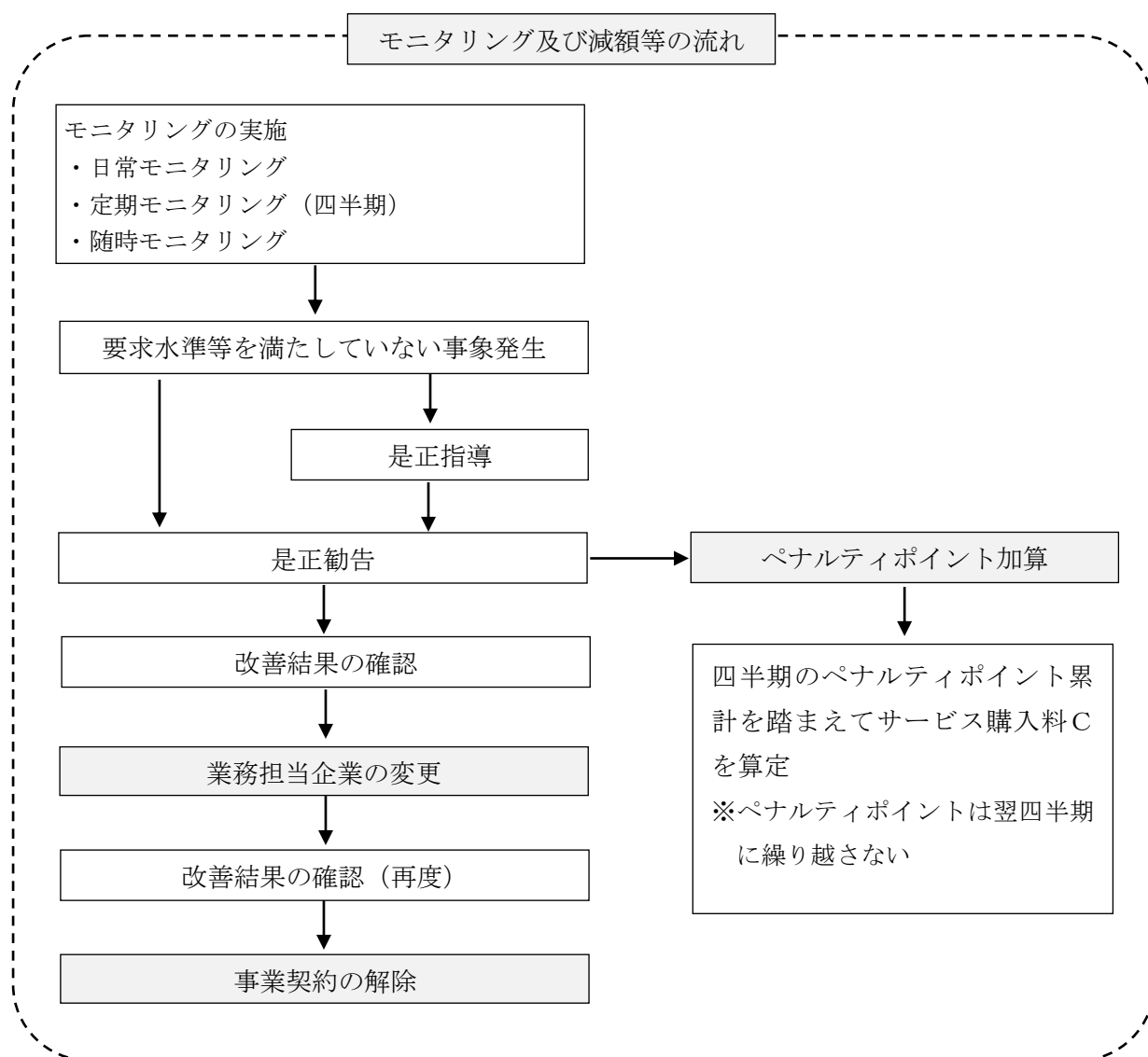


表 11 措置の内容

措置の内容	手続の概要
是正指導	業務水準低下の内容に応じて、当該業務の是正期限を定め事業者に指導する。
是正勧告	業務水準低下の内容に応じて、当該業務の是正期限を定め事業者に勧告する。勧告時にはペナルティポイントが付与される。
サービス購入料の減額	業務水準低下の内容に応じてペナルティポイントが付与され、毎月のペナルティポイントを計上し、支払期ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期のサービス購入料を減額する。
業務担当企業の変更	勧告を経て改善が認められない場合、市は事業者に対して、業務担当企業の変更請求を行うことができる。
事業契約の解除	勧告を経て改善が認められない場合、もしくは、業務担当企業の変更を経て業務の改善が認められない場合、市が契約継続を希望しないときには、事業契約の解除をすることができる。

2 モニタリングの実施

市は事業者が行う業務について、モニタリングを実施する。なお、モニタリングについては、事業者において自己監査（セルフモニタリング）と自立的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、以下のとおり行う。

(1) モニタリング実施計画書の作成

市は、契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ・ モニタリング実施時期
- ・ モニタリング実施内容
- ・ モニタリング組織
- ・ モニタリング手続方法
- ・ モニタリング様式

(2) モニタリングの実施方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務日報等の提出

事業者は、市が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び随時モニタリングを行うための業務月報（毎月）を作成し当該月終了後 14 日以内に市へ提出するものとする。

(イ) 四半期業務報告書、年間業務報告書の提出

事業者は、市が定期モニタリングを行うための四半期業務報告書及び年間業務報告書を当該四半期及び通期終了後 14 日以内に市へ提出する。

(ウ) 業務実施状況の確認

市は、事業者が作成した業務日報、業務月報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が実施する業務実施状況を確認する。

なお、市は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

表 12 モニタリングの実施内容

	事業者	市
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成	業務日報の確認、実施業務の水準評価
定期モニタリング	四半期ごとに実施し、チェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに業務報告書を作成	業務報告書の確認、業務水準の評価。サービス購入料の決定
随時モニタリング	—	各種環境計測値の確認。 その他、必要に応じ不定期に、直接確認

イ モニタリングの実施時期

日常モニタリング：随時

定期モニタリング：四半期終了後及び通期終了後の業務報告書提出後に遅滞なく実施

随時モニタリング：随時

ウ モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。

3 業務水準の低下に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者の実施する業務が要求水準書及び事業契約書等に定める事項を満たしていないと判断した場合には、以下のとおり是正指導、是正勧告、サービス購入料の減額、事業契約の解除等の措置をとる。

(1) 是正指導

市は、事業者の実施する業務が要求水準書、事業契約書等を満たさないと判断した場合、市は事業者に適切な是正を取ることを指導し、事業者に改善策の提出を求めることができる。

事業者は、市から是正指導を受けた時、是正指導を受けてから 14 日以内に市へ改善策を提出し、内容について市の確認を受けなければならない。

是正指導により改善が見られた場合には、ペナルティポイントの付与は行わない。
なお、市は事象の内容により、市が必要と判断した場合には、是正指導を行わず、直ちに是正勧告を行うことができる。

(2) 是正勧告及び減額措置

市は、モニタリングの結果又は是正指導を行った結果、事業者の業務水準の低下を確認した場合、その内容に応じて適切な以下の対応を行う。

ア 是正勧告

市は、事業者の実施する業務が要求水準書及び事業契約書等を満たさない事象について、是正指導により改善されない場合、事業者に適切な是正措置を取ることを通告し、事業者に改善策の提出を求めることができる。

事業者は、市から是正勧告を受けた時、是正勧告を受けてから14日以内に市へ改善策を提出し、内容について市の承諾を受けなければならない。

イ サービス購入料の減額措置

是正勧告がされた場合、事業者には事象ごとに表13に示すペナルティポイントが付与されるものとする。ペナルティポイント累積による減額方法の詳細は「4 ペナルティポイント累積による減額方法」を参照とする。

なお、予め市の確認を得ず施設が稼動不可能となった場合（あるいはそうなることが見込まれる場合）には、事業者は市のモニタリングを待たず当該不具合の応急処置を施し、直ちに市に通知するものとする。

ウ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準書及び事業契約書等の内容を満たすことができない場合、事業者は市に対して速やかに、かつ詳細に当該内容を報告し、その改善策について市と協議する。事業者の通知した事由に合理性があると市が判断した場合、当該期間はペナルティポイント付与の対象としないものとする。

(3) 改善結果の確認

市は、随時のモニタリングにより、改善策に基づく改善結果を確認する。

(4) 業務担当企業の変更

市は、上記(2)の手続きを経て改善効果が認められないと判断した場合、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを事業者に請求することができる。

(5) 事業契約の解除

市は、上記(4)の手続きを経ても改善効果が認められないと判断した場合、業務改善等の解決の見込みがたたないと判断し、市が契約継続を希望しないときには、事業契約を解除することができる。

4 ペナルティポイント累積による減額方法

減額対象はサービス購入料C（固定費）とし、当該四半期ペナルティポイントの累計を行い、当該サービス購入料から当該サービス購入料に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払うものとする。

ただし、四半期ごとの累計されたペナルティポイントが10ポイント以下の場合にはサービス購入料の減額を行わない。加算ポイントのレベルは以下のとおりとするが、具体的な判断は市が適宜行う。また、四半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌期に繰り越さないものとする。ペナルティポイントによる減額割合は表14に示すものとする。

表13 ペナルティポイントのレベル及び該当事象（例）

レベル	該当事象（例）	ペナルティポイント
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告の不備 ・市及び関係者への連絡不備 等 	3ポイント
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境基準を超過している場合 ・その他要求水準書及び提案書の不履行（上記レベル1及び下記レベル3に該当する場合を除く） 等 	5ポイント
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以外の運転停止の状態又は性能低下により、本施設が利用できない状態が発生した場合 ・SPCが要求水準書及び当該入札参加者の提案を遵守した適切な運営・維持管理をしなかったために、事故、本施設の損壊等が発生した場合 ・市への虚偽の報告 等 	10ポイント

表14 ペナルティポイントによる減額割合

累計ペナルティポイント（X）	当該四半期のサービス購入料減額割合
0～10 P P	0%
11～100 P P	0.5 X %
101 P P～	100%